

主要な政策に係る評価書(平成26年度実施政策)

(総務省26-④)

政策名 <sup>(※1)</sup>	政策4:地域振興(地域力創造)	分野	地方行財政			
政策の概要	「地域の元気創造プラン」の推進、定住自立圏構想の推進、過疎対策の推進等、地域の元気で日本を幸せにするための施策を展開する。					
基本目標 【達成すべき目標】	地域の元気を創造するため、「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、地域の資源と資金を活用して地域経済イノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、分散型エネルギーインフラや公共クラウドなどの民間活力の土台となる地域活性化インフラプロジェクトを推進する。また、過疎地域を含む条件不利地域において集落単位の活性化を図るため、民間活力を導入しながら生活支援機能を確保する。					
政策の予算額・執行額等 (百万円)	区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況	当初予算(a)	1,114	1,201	2,973	3,834
		補正予算(b)	4,008	4,950	2,136	0
		繰越し等(c)	-3,751	-1,102	2,732	
		合計(a+b+c)	1,371	5,049	7,841	
執行額	1,254	4,681				

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
		経済財政運営と改革の基本方針2014(閣議決定)	平成26年6月24日
	「日本再興戦略」改訂2014(閣議決定)	平成26年6月24日	第二 一、日本産業再興プラン 5-3. 環境・エネルギー制約の克服 自治体も含めた地域の雇用創出の観点からも、未利用熱エネルギー等の熱エネルギーの有効利用に取り組む。 6 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新 ①(略)「集約とネットワーク化」の考え方に基づき、プラットフォームの構築と連携して地方中核拠点都市圏・定住自立圏や集約ネットワーク圏の形成等について2015年度から全国展開を図るなど積極的に支援を行う。 ②(略)自治体を中心とした産学官金の連携の下、地域経済イノベーションサイクルによる支援、産業競争力強化法に基づく中小企業の創業支援のスキームの活用等により、雇用吸収力の大きい地域の企業を立ち上げる。
	まち・ひと・しごと創生総合戦略(閣議決定)	平成26年12月27日	Ⅲ. 今後の施策の方向 2. 政策パッケージ ◎ (1)-(イ)-① 包括的創業支援 ◎ (1)-(ウ)-⑤ 分散型エネルギーの推進 ◎ (2)-(ア)-④ 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充 ◎ (4)-(オ)-② 定住自立圏の形成の促進 ◎ (4)-(ア)-① 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)		基準(値) <sup>(※2)</sup> 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 <sup>(※3)</sup>
	「地域の元気創造プラン」の推進により、地域経済イノベーションサイクルと民間活力の土台を構築し、地域の元気をつくること	①	地域経済循環創造事業交付金の経済効果	投資効果:2.1倍 地元雇用創出効果: 3.6倍 【24年度】	投資効果:2.1倍 地元雇用創出効果:4.2倍 【26年度】	平成24年度以上 【26年度】
2		分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進状況	予備調査の実施: 31団体 【25年度】	マスタープランの策定:14団体 【26年度】	マスタープランの策定: 10団体程度 【26年度】	イ
過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気をつくること	3	過疎市町村の人口に対する転入者数の割合 <アウトカム指標>	2.6% 【20~22年度の平均】	2.8% 【25年度】	2.6%以上 【27年度】	-
	4	総人口に対する地方圏の人口割合 <アウトカム指標>	49% 【22年度】 (参考) 定住自立圏の圏域数 79圏域 【H26.4.1現在】	産業振興等に資する拠点等を構築することにより、圏域の活性化を図る事業を支援する機能連携広域経営推進調査事業や、地方公共団体への情報提供、財政支援等を実施した。 【26年度】 【参考】 定住自立圏の圏域数 89圏域【H27.4.1現在】	平成22年度並み 【27年度】	-
	5	子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数	57,078人 【25年度】	59,042人 【26年度】	58,500人 【26年度】	イ
	⑥	地域おこし協力隊員と集落支援員(専任)の合計人数	1,719人 【25年度】	2,369人 【26年度】	2,000人 【26年度】	イ
	7	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数	850件 【23~25年度の平均】	827件 【26年度】	850件以上 【26年度】	ロ

多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	⑧	JETプログラムの招致人数	JETプログラムの招致人数4,372人 (平成25年7月1日現在) 【25年度】	JETプログラムの招致人数4,476人 (平成26年7月1日現在) 【26年度】	JETプログラム招致人数の前年並み確保 【26年度】	イ
	9	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合 81% (平成25年4月1日現在) 【25年度】	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合 82% (平成26年4月1日現在) 【26年度】	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合 85% 【26年度】	ロ

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
		(判断根拠)	測定指標1, 6, 8は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。これら主要な測定指標は、達成又は未達成でも達成に近い実績を示した。また、その他の測定指標も達成又は未達成でも達成に近い実績を示した。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
	政策の分析	<p>&lt;施策目標&gt;「地域の元気創造プラン」の推進により、地域経済イノベーションサイクルと民間活力の土台を構築し、地域の元気をつくること</p> <p>当該施策目標については、地域経済循環創造事業交付金の経済効果等が着実に成果をあげており、地域の資源と資金を活用して雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開、地域でエネルギー関連企業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の推進により、目標を達成できた。</p> <p>・測定指標1については、当該交付金の先行事例の紹介等を行うことで、経済波及効果の高い事業の応募がされるようになってきた。そのため、過去の実績を上回る効果が得られたと考えられる。</p> <p>・測定指標2については、予備調査の結果を特色ごとに類型化を行って整理し、予備調査の結果を踏まえてマスタープランの策定を行ったことで、14団体と目標を上回ることができた。</p> <p>&lt;施策目標&gt;過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気をつくること</p> <p>当該施策目標については、地域おこし協力隊員と集落支援員(専任)の合計人数などが増加し、地域おこしに役立つ人材の活用が推進されたことで、相当程度進展があった。</p> <p>・測定指標5については、児童数が減少する状況の中、モデル事業の実施や、文部科学省、農林水産省と一体となって事業を推進することで、前年度の実績を上回ることができた。</p> <p>・測定指標6については、地方自治体に対する制度周知のほか、「地域おこし協力隊全国サミット」の開催により広く制度をアピールすることによって、着実に隊員数が増加した。</p> <p>・測定指標7について、経過措置として支援の対象としていた商店街等の振興のために実施されるソフト事業を廃止し、市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に位置付けられている事業に重点化して支援を行うこととした。この商店街等の振興のために実施されるソフト事業が、市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に位置付けられていなければ実施できるものの、中心市街地活性化基本計画の作成に時間を要することもあり、件数が減少しわずかに目標値に届かなかった。</p>	
		次期目標等への反映の方向性	<p>&lt;施策目標&gt;多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること</p> <p>当該施策目標については、JETプログラムの招致人数は前年度を上回ることができた。一方、多文化共生に関する計画・指針の策定割合は、前年度を上回ることができたが、目標値にはわずかに届かなかった。</p> <p>・測定指標8については、改めての制度の周知等の結果、前年度の実績を上回ることができた。</p> <p>・測定指標9については、近年の計画策定の増加傾向を考慮し目標値を85%とした。全国を6つのブロックに分け、多文化共生等についてブロック会議を行うことを通じて多文化共生に関する計画・指針の策定の必要性について周知活動をおこなっていたものの期待したほどの増加がなく、わずかに目標に届かなかった。</p> <p>・測定指標1, 2, 5, 6, 8については、目標を達成しているため、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。</p> <p>・測定指標7については、内閣総理大臣の認定をうけた中心市街地活性化基本計画に位置付けられている事業に重点化するという制度見直しを27年度において行う予定であり、より重点化された支援のもとで活発な事業展開がなされるよう、一層の制度周知を行っていき、現在の目標値を超えることを目指す。</p> <p>・測定指標9は、目標値には届かなかったものの、策定割合は伸びてきているので、次期事前分析表においても現在の目標値を超えることを目指す。外国人住民数が増加し、地域の国際化が進展している中で、多文化共生に関する計画・指針を策定し、長期的な視点から多文化共生を推進していることが重要であることを引き続き周知していく。今後、地方公共団体の具体的な多文化共生に関する取組の調査を行う中でもプラン策定の必要性について周知してまいりたい。</p> <p>上述のとおり、基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、今後、地域経済の好循環拡大に向けた取組を更に推進していく。なお、測定指標3「過疎市町村の人口に対する転入者数の割合」については、行政事業レビューでの「社会増減を両方考えるべき」との指摘を踏まえ、事業成果が測定できるような定量的成果目標への見直しを図る。</p> <p>(平成28年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p style="text-align: center;">後日記載</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日) <a href="http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2014/2014_basicpolicies.pdf">http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2014/2014_basicpolicies.pdf</a> 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日) <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf</a> まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日) <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/20141227siryou5.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/20141227siryou5.pdf</a>
---------------------------	--

担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名	自治行政局地域政策課長 猿渡 知之	政策評価実施時期	平成27年8月
---------	--	--------	-------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成26年度実施政策)

(総務省26-⑤)

政策名 <sup>(※1)</sup>	政策5:地方財源の確保と地方財政の健全化		分野	地方行財政		
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	地方公共団体の安定的な財政運営に資するため、必要となる地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。					
政策の予算額・執行額等 (百万円)	区 分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況	当初予算(a)	17,670,278	17,573,455	16,442,234	16,541,212
		補正予算(b)	412,024	1,218,225	956,461	0
		繰越し等(c)	420,570	-907,287	300,260	
		合計(a+b+c)	18,502,872	17,884,393	17,698,955	
執行額		18,417,325	17,721,024			

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—(閣議了解)	平成25年8月8日	地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳入の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
	今後の復旧・復興事業の規模と財源について(復興推進会議決定)	平成25年1月29日	「集中復興期間」における25兆円程度の復興財源を確実に確保する。

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値) <sup>(※2)</sup> 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 <sup>(※3)</sup>
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	① 一般財源総額 一般財源比率	平成26年度一般財源総額 (通常収支分)60兆3,577億円 (水準超経費除き59兆4,277億円) 平成26年度一般財源比率 (通常収支分)65.7% 【25年度】	平成27年度一般財源総額 (通常収支分)61兆5,485億円 (水準超経費除き60兆1,685億円)  平成27年度一般財源比率 (通常収支分)66.9% 【26年度】	地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額を確保する。 【26年度】	イ
	2 地方債依存度	平成26年度地方債依存度 (通常収支分)12.7% 【25年度】	平成27年度地方債依存度 (通常収支分)11.1% 【26年度】	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 【26年度】	イ
	3 借入金残高	平成26年度末見込み 200兆円 【25年度】	平成27年度末見込み 199兆円 【26年度】	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。 【26年度】	イ
	4 地方財政対策の状況	平成26年度財源不足額(通常収支分)10兆5,938億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 4兆2,186億円 ・臨時財政対策債の発行 5兆5,952億円 ・財源対策債の増発 7,800億円 【25年度】	平成27年度財源不足額(通常収支分)7兆8,205億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆5,155億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆5,249億円 ・財源対策債の増発 7,800億円 【26年度】	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。 【26年度】	イ
	5 東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置	震災復興特別交付税 平成26年度 5,723億円 【25年度】	震災復興特別交付税 平成27年度 5,898億円 【26年度】	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切な財政措置を講ずる。 【26年度】	イ

<p>地方財政の健全化を推進すること</p>	<p>6</p>	<p>実質公債費比率等の状況</p>	<p>○平成24年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県13.7%、市町村9.2% ・将来負担比率 都道府県210.5%、市町村60.0%</p> <p>○平成24年度末における財政健全化団体等の数(平成24年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 19団体(20公営企業会計)</p> <p>○平成24年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 11団体(12公営企業会計)</p> <p>○平成24年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体(1公営企業会計) 【25年度】</p>	<p>○平成25年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県13.5%、市町村8.6% ・将来負担比率 都道府県200.7%、市町村51.0%</p> <p>○平成25年度末における財政健全化団体等の数(平成25年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 17団体(18公営企業会計)</p> <p>○平成25年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体(7公営企業会計)</p> <p>○平成25年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体(5公営企業会計) 【26年度】</p>	<p>実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。 【26年度】</p>	<p>イ</p>
------------------------	----------	--------------------	--	--	--	----------

<p>評価結果</p>	<p>目標達成度合いの測定結果 (※4)</p>	<p>(各行政機関共通区分)  (判断根拠)</p>	<p>目標達成  測定指標1は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。この主要な測定指標は、上述のとおり、目標を達成する実績を示した。また、その他の測定指標も目標を達成する実績を示した。したがって、目標としていた指標の達成状況に照らし、安定的な財政運営に必要な地方財源の確保及び地方財政の健全化の推進について進展があったと認められることから、本政策は「目標達成」とした。</p>
	<p>政策の分析</p>	<p>&lt;施策目標&gt;「安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること」(測定指標1～5に対応)</p> <p>当該施策目標については、以下のとおり、安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するという目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標1.2及び4について、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乗せして、平成26年度の水準を相当程度上回る額を確保した。引き続き生ずることとなった大幅な財源不足については、地方財政の運用上支障が生じないよう適切な補填措置を講じた。</li> <li>・測定指標3について、長期債務残高を抑制するため、臨時財政対策債の発行額を大幅に抑制するとともに、交付税特別会計借入金償還を計画どおり行った。</li> <li>・測定指標5について、東日本大震災の復旧・復興事業については、平成27年度において所要の震災復興特別交付税を確保した。</li> </ul> <p>&lt;施策目標&gt;「地方財政の健全化を推進すること」(測定指標6に対応)</p> <p>当該施策目標については、測定指標6について、実質公債費比率等の平均値や財政健全化団体・経営健全化団体の数等が改善されており、地方財政の健全化を推進するという目標を達成することができた。</p>	
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>今後も引き続き、地方の財源不足について適切な補填措置を講じることにより、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額を確保するとともに、平成28年度以降の復興事業について、被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する必要がある。また、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要がある。</p> <p>(平成28年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p style="text-align: center;">後日記載</p>	

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>平成27年度の地方財政計画の策定に当たっては、地方財政審議会(神野直彦会長)の意見を聴いたところである。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度地方財政計画の概要 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000347511.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000347511.pdf</a></li> <li>・平成27年版地方財政の状況(地方財政白書) <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/pdf/h27.pdf">http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/pdf/h27.pdf</a></li> <li>・平成25年度の財政健全化計画等の実施状況報告及び完了報告の概要 <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000106.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000106.html</a></li> </ul>
----------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>自治財政局財政課 他4課室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>自治財政局財政課長 内藤 尚志</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
----------------	--------------------------	---------------	----------------------------	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。  
 ※2 基準(値)又は実績(値)を記載している。  
 ※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。  
 ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

## 主要な政策に係る評価書(平成26年度実施政策)

(総務省26-⑫)

政策名 <sup>(※1)</sup>	政策12:情報通信技術利用環境の整備	分野	情報通信(ICT政策)			
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争ルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進するとともに、引き続きブロードバンドの整備促進により情報通信基盤の利用環境の確保を図る。 また、利用者からの苦情・相談、迷惑メール対策やインターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報対策の促進、ネットワークの安全・信頼性の向上等の推進により、安心・安全な利用環境の確保を図る。これらにより、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境を実現する。					
基本目標 【達成すべき目標】	ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場の一層の競争促進を図ることによる料金の低廉化・サービスの多様化など利用者の利便性の向上の実現、ブロードバンド基盤の整備促進による誰もがICTの恩恵を享受できる環境の実現、利用者からの苦情・相談対応等への対応、ネットワークの安全・信頼性の向上等による安心・安全なインターネット環境等を実現し、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境を実現する。					
政策の予算額・執行額等 (百万円)	区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況	当初予算(a)	3,725	1,851	1,562	1,409
		補正予算(b)	3,100	800	3	0
		繰越し等(c)	-2,208	3,221	1,148	/
		合計(a+b+c)	4,617	5,872	2,713	/
執行額	2,713	5,530	/	/		

※計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2014	平成26年6月24日	第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題 3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生 (2)2020オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組
	日本再興戦略	平成25年6月14日	第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 ④ 世界最高レベルの通信インフラの整備 ○ 世界最高レベルの通信インフラの実用化 ○ 料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し 二. 戦略市場創造プラン テーマ3: 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 (2) 個別の社会像と実現に向けた取組 ② ヒトやモノが安全・快適に移動することのできる社会 ○ 安全運転支援システム、自動走行システムの開発・環境整備
		平成26年6月24日改訂	第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (3)新たに講ずべき具体的施策 ④新たなイノベーションの基盤となる無料公衆無線LAN環境の整備等
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会 (4)世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保
	観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014	平成26年6月17日	1. 「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興 (2)オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値) <sup>(※2)</sup> 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 <sup>(※3)</sup>
	① OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度あたり料金)のランキング<アウトカム指標>	1位(2012年9月時点。2013年7月公表) 【25年度】	1位(2012年9月時点。2013年7月公表) 【25年度】 (OECD通信白書の発行が隔年のため、最新のデータを記載。)	1位を引き続き維持 【26年度】	イ

電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現すること	2	公正な競争促進に向けた取組状況	<p>・平成25年9月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」を公表。</p> <p>・平成26年2月、NTT東西等における規制の遵守状況等を検証し、公表。</p> <p>・モバイル接続料の算定の更なる適性の向上に向けた検討会を開催し、同報告書を取りまとめ。当該報告書を踏まえガイドラインの改正を実施。移動系通信市場における競争状況の進展の分析に必要なMVNOの現状を把握するため、省令改正を実施。</p> <p>※MVNO (Mobile Virtual Network Operator: 仮想移動体通信事業者)電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者から無線ネットワークを調達して、独自のモバイルサービスを提供する電気通信事業者</p> <p>【25年度】</p>	<p>・平成26年10月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」を公表。</p> <p>・調査研究の成果をもとに、平成27年度接続料の算定方法について検討を行い、情報通信行政・郵政審議会の答申(平成26年12月)を踏まえ、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の改正等の制度整備を実施。</p> <p>・平成26年12月、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」情報通信審議会答申を踏まえ、光回線の卸売サービスに関する制度整備、禁止行為規制の緩和、携帯電話網の接続ルールの充実、電気通信事業の登録の更新制の導入等(合併・株式取得等の審査)を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月)し、平成27年5月公布。</p> <p>【26年度】</p>	<p>・電気通信事業分野における平成25(2013)年度の競争状況について、平成26年夏項目途に評価を公表。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p> <p>・電気通信事業の更なる競争促進に向けた制度見直し等の方向性について、情報通信審議会からの答申を踏まえ、平成26年中に結論を得る。</p> <p>【26年度】</p>	イ
	③	訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組状況	<p>・2013年6月公衆無線LANサービス提供者向けの無線LANのガイドラインを策定・公表。</p> <p>・公衆無線LANに関する諸外国の現状やICTに関する外国人旅行者のニーズ調査等を実施。</p> <p>【25年度】</p>	<p>・平成26年6月に公表された「SAQ2 JAPAN Project」※を踏まえ、無料公衆無線LAN環境の整備を促進するため、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を設立した。本協議会の場において、無料公衆無線LANの整備状況の把握を目的とするアンケート調査、先例事例の共有及び訪日外国人が無料で公衆無線LAN環境を利用できるスポットに対する視認性の向上を目的とする共通シンボルマークの導入及び利用手続きの簡素化に係る検討を実施し、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組んだ。</p> <p>※2020年オリンピック・パラリンピック東京大会以降の我が国の持続的成長も見据え、訪日外国人にとって「選べて」「使いやすく」「日本の魅力が伝わる高品質な」ICT利用環境を実現するためのアクションプラン。</p> <p>【26年度】</p>	<p>・関係事業者等、団体等参画による無料公衆無線LAN環境整備促進に向けた推進体制を構築するとともに、先例事例の共有、エリアオーナーへの無料公衆無線LAN整備に係る働きかけを行う等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。</p> <p>【26年度】</p>	イ
地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること	④	超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率 <アウトカム指標>	99.9% (平成26年3月末時点)	99.9% (平成26年3月末時点。平成26年度値は平成27年7月末公表予定。)	対前年度増	後 日 記 載
	5	超高速ブロードバンドサービスの利用率 <アウトカム指標>	固定系:51.1% 移動系:42.6% (平成26年3月末時点)	固定系:51.1% 移動系:42.6% (平成26年3月末時点。平成26年度値は7月末公表予定。)	固定系・移動系合わせて年10%程度増加	後 日 記 載
	6	特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組状況	特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	イ

電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること	⑦	電気通信サービスを安心・安全に利用する環境を実現するための取組状況	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、政策の見直し等を実施。</p> <p>・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。</p> <p>・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立上げ、ICTの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。</p> <p>【25年度】</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、政策の見直し等を実施。</p> <p>・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。</p> <p>・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立上げ、ICTの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。</p> <p>・電気通信サービスにおける消費者保護について、書面の交付・初期契約解除制度の導入、不実告知・勧誘継続行為の禁止等、代理店に対する指導等の措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出（平成27年4月）し、平成27年5月公布。</p> <p>・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。</p> <p>【26年度】</p>	電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 <p>【26年度】</p>	イ
通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること	⑧	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施	<p>「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」を開催し、事故防止の在り方等について、平成25年10月にとりまとめ。</p> <p>【25年度】</p>	<p>・電気通信事故対策について、事故防止に係る措置の内容の充実（管理規程の実効性確保等）や、対象の見直し（通信回線を持たない事業者のうち、大規模な利用者に有料サービスを提供する者）を内容とする電気通信事業法を改正（平成26年6月公布）。</p> <p>・上記改正を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について、新たに対象となる事業者への対策の追加など、全面的な見直しを実施し、公表（平成27年4月）。</p> <p>【26年度】</p>	電気通信事業法の改正等を実施。 <p>【26年度】</p>	イ
安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること	9	市場調査を行う特定無線設備等の台数	108台 （平成25年度値）	83台 【26年度】	90台 【26年度】	ロ
	10	MRA国際研修会の参加者数 ※MRA(Mutual Recognition Agreement)：相手国(欧州等の外国)向けの機器の認証(機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認)を自国(日本)で実施することを可能とする二国間の協定	159人 （平成25年度値）	208人 【26年度】	135人 【26年度】	イ
安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること	11	安全運転支援のための通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定 ※通信プロトコル：通信を行う際の約束事や手順	安全運転支援のための車車間通信について、電波の周波数・出力等の技術基準は策定したが、上のレイヤーの通信プロトコルである通信セキュリティ等については未検証。	車車間通信技術を活用した安全運転支援システムに必要な通信セキュリティの基本機能の検証を実施。	安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティを検証。	イ
ワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること	12	ワイヤレスブロードバンド用の周波数帯域幅	約500MHz幅 【22年度】	累計で約740MHz幅を携帯電話等のワイヤレスブロードバンド用に確保。 【26年度】	2000MHz幅 【32年度】	-
ワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること	13	無線通信技術の高度化等に対応した電波政策の見直し	「電波政策ビジョン懇談会」を開催し、①新しい電波利用の姿、②新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策、③電波利用を支える産業の在り方について検討を開始。	電波政策ビジョン懇談会において、電波ひっ迫解消のための電波政策の見直しの在り方について議論を行い、平成26年12月、「電波政策ビジョン懇談会最終報告書」をとりまとめ、公表。 同報告書を踏まえ、ワイヤレスブロードバンド用の周波数の確保目標について、今後は携帯電話等に加え、新たに無線LANも一体的に扱うように見直したほか、海外から一時的に持ち込まれる端末の円滑な利用を実現するため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を第189回通常国会に提出（平成27年4月）し、公布（平成27年5月）するなど、高度化・高速化が進展するワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与。	電波ひっ迫解消のための電波政策の見直しの在り方について、平成26年中に結論を得る。 【26年度】	イ
	14	第4世代移動通信システム(4G)の導入に向けて、公開アライングの実施。さらに4Gを制度化する際の検討課題等について意見募集を実施。	第4世代移動通信システム(4G)の導入に向けて、公開アライングの実施。さらに4Gを制度化する際の検討課題等について意見募集を実施。	4Gを導入するため、割当ての審査基準（開設指針）を平成26年9月に策定し、3.48GHzから3.6GHzまでの合計120MHz幅について、平成26年12月に3者に対しそれぞれ40MHz幅ずつ割当てを実施。 【26年度】	4Gを導入するため、割当ての審査基準（開設指針）を夏頃までに策定。平成26年内に3.4GHzから3.6GHzまでの最大200MHz幅の周波数の割当てを実施。 【26年度】	イ

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>主要な測定指標である測定指標1、3、4、7、8は目標を達成している。</p> <p>一方、測定指標9については未達成であるものの、実績からほぼ目標を達成していると認められているため。</p>
政策の分析	(有効性、効率性等)	
	<p><b>&lt;施策目標&gt;電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現すること</b></p> <p>・測定指標2の公正な競争促進に向けた取組状況については、平成25年度の競争評価を実施するとともに、「競争評価アドバイザーボード」での構成員からの助言等を踏まえ「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」を公表。また、電気通信分野の制度見直しの方向性を示した情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」を踏まえ、第189回通常国会に光回線の卸売サービス等に関する制度整備、禁止行為規制の緩和、携帯電話網の接続ルールの充実、電気通信事業の登録の更新制の導入等(合併・株式取得等の審査)を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を提出し、本年5月に公布。これらは電気通信事業者間の公正な競争を促し、イノベーションや多彩なサービスを創出すること等により、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現させるものであり、施策目標を達成している。加えて、測定指標3の訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組状況については、「SAQ2 JAPAN Project」を公表し、それを踏まえて設立された「無料公衆無線LAN整備促進協議会」において無料公衆無線LANの整備状況の把握を目的とするアンケート調査、先事例の共有、訪日外国人が無料で公衆無線LAN環境を利用できるスポットに対する視認性の向上を目的とする共通シンボルマークの導入及び利用手続きの簡素化に係る検討等を行い、訪日外国人のICT利用環境の整備に一定の進捗がみられた。</p>	
	<p><b>&lt;施策目標&gt;地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること</b></p> <p>★実績値不明のため、扱いはペンディングしております。実績値に目処がついた時点で、次の内容を含んだ記載をさせていただきます。</p> <p>①目標値を達成したことの説明or未達成であった説明を記述</p> <p>②目標値の達成が、施策目標の推進に貢献したことの説明or未達成であったことと目標の推進との関係を記述</p>	後日記載
	<p><b>&lt;施策目標&gt;電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること</b></p> <p>・測定指標7の電気通信サービスを安心・安全に利用するための環境を実現するための取組状況については、電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、「スマートフォン安心・安全強化戦略」を平成25年9月に公表したほか、「ICTサービス安心・安全研究会」における議論等を踏まえ、書面の交付・初期契約解除制度の導入、不実告知・勧誘継続行為の禁止等、代理店に対する指導等の措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)し、平成27年5月公布。これらは電気通信サービスにおける消費者保護を充実させるものであり、安心・安全な利用環境の実現に資するものであることから、施策目標を達成している。</p>	
	<p><b>&lt;施策目標&gt;通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること</b></p> <p>・測定指標8の電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施については、電気通信事故対策について、事故防止に係る措置の内容の充実(管理規程の実効性確保等)や、対象の見直し(通信回線を持たない事業者のうち、大規模な利用者に有料サービスを提供する者)を内容とする電気通信事業法等を改正(平成26年6月公布)し、当該改正を踏まえた「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」の全面的な見直しを実施、公表(平成27年4月)し、電気通信事業分野の安全・信頼性向上のための基準を改定することができ、施策目標を達成している。測定指標9の市場調査を行う特定無線設備等の台数については、携帯電話端末に新たな技術基準が追加され、これの測定に時間と費用が発生したため目標台数が達成できなかった。しかしながら、当初目標台数の90%を超える台数について技術基準への適合性を確認しており、ある程度の電気通信事業分野の安全・信頼性の向上に寄与することができた。</p>	
	<p><b>&lt;施策目標&gt;安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること</b></p> <p>・施策目標「安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること」については、車車間通信技術を活用した安全運転支援システムに必要な通信セキュリティの基本機能の検証を実施。これにより、安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術の実現に向けて寄与することができた。</p>	
<p><b>&lt;施策目標&gt;ワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること</b></p> <p>・施策目標「ワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること」については、ワイヤレスブロードバンド用の周波数帯域幅が、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う周波数再編の実施等により、平成22年度の約500MHz幅から平成26年度末には約740MHz幅に増加しているほか、電波政策ビジョン懇談会において、電波ひっ迫解消のための電波政策の見直しの在り方について議論を行い、平成26年12月、「電波政策ビジョン懇談会最終報告書」をとりまとめ、公表。また、第4世代移動通信システムの導入に向けて、平成26年12月に3.48GHzから3.6GHzまでの120MHz幅の周波数の割当てを実施し、目標を達成することができた。これらの取組により、ワイヤレスブロードバンド用の周波数の確保等を行った結果、無線通信システムの高度化・高速化への対応を図ることができ、ワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することができた。</p>		

評価結



<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>・上述のとおり、基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、引き続き電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現し、また電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施することにより、安心・安全な利用環境の実現に向けた取組を推進していく。さらに、ドメイン名の名前解決サービスの提供は、その円滑な提供が困難となった際は、国民生活や日本経済に大きな影響を及ぼすことが想定されることから、信頼性等の確保のため、本年5月に公布した「電気通信事業法等の一部を改正する法律」において、必要最小限の規律を課すこととされた。当該改正を受けたドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保のための取組や、首都直下地震等のリスクがより一層高まる状況を踏まえ、データセンターの地域分散化・活性化についての事業者への周知・啓発活動については、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現するものであり、当該施策目標の測定指標として追加することとする。</p> <p>更に、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展に向け、必要な周波数の確保等、引き続き情報通信基盤の利用環境の維持・改善を図っていく。</p> <p><b>○電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現すること</b>  測定指標2については、政策分析のとおり、目標を達成することができた。目標指標と実績値はおおむね同等の水準であり、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現するため維持すべき水準であるが、世界最先端IT国家創造宣言（平成26年6月24日閣議決定）において、IPv6に対応した環境を、適正かつ安全に発展させていく必要があると記載されていることを踏まえ、情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動を年7箇所実施することを目標に追加する。  &lt;新たな指標の設定&gt;  情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動は、IPv6に対応した通信環境の適正かつ安全な発展に寄与し、電気通信サービスの健全な発展の促進に資することにつながるため指標として設定することとした。</p> <p><b>○地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること</b>  測定指標4、5については、〇〇（実績が判明次第記載）。次期目標設定に当たっては、世界最先端IT国家創造宣言（平成26年6月24日閣議決定）や「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」情報通信審議会答申（平成26年12月）における記載を踏まえ、着実に取組を実施していくことから、超高速ブロードバンドサービスの利用率は、同世帯カバー率と同様に対前年度増を目標とする。</p> <p><b>○電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること</b>  測定指標7については、政策分析のとおり、目標を達成することができた。目標指標と実績値はおおむね同等の水準であり、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現するため維持すべき水準であるが、昨今、広範囲で回線が輻輳するような異常トラヒックの発生が顕著になっているところ、大規模な異常トラヒックが発生した際には、当該トラヒックが遮断されるまで長時間を要し、対処されるまでの間、利用者が安定的にネットワークを利用することが困難になっていることから、大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立するための実証結果を活用する延べ事業者数を10者とするを指標に追加する。  &lt;新たな指標の設定&gt;  昨今の大規模な異常トラヒックによるネットワークへの支障は、社会経済活動に広く致命的な悪影響を及ぼすため、ネットワークへの支障を最小限に抑える大規模な異常トラヒック遮断の仕組みを確立することは、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することにつながるため指標として設定することとした。</p> <p><b>○通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること</b>  測定指標8については、政策分析のとおり、目標を達成することができた。目標指標と実績値はおおむね同等の水準であり、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現するため維持すべき水準であるが、「市場調査を行う特定無線設備等の台数」については、技術基準の適合性を効率的に調査する方法（対象設備、測定項目）を再考し見直しを図る。  &lt;新たな指標の設定&gt;  電気通信事業分野の安全・信頼性等の確保、向上に資するため、ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保のための取組状況及びデータセンターの地域分散化・活性化についての事業者への周知・啓発活動について指標として設定することとした。</p> <p><b>○安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること</b>  ・「安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること」については、安全運転支援に必要な課題が残っているため引き続き現在の目標を維持する。</p> <p><b>○ワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること</b>  ・ワイヤレスブロードバンド用の周波数帯域幅については、電波政策ビジョン懇談会最終報告書を踏まえ、移動通信用データトラヒック量の増加や無線LANの利用拡大、東京五輪対応等を考慮し、新しい電波利用の実現に向けて、今後は無線LANについても一体的に扱い、移動通信用の周波数の確保に向けた取組を推進していく。また、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展にあたり、今後は、ワイヤレスブロードバンド（無線による高速・大容量通信）への対応とともに、その他の多様な無線通信システムの高度化や新たな導入ニーズにも適切に対応する必要があることから、施策目標を「無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応」に変更する。</p>
	<p>（平成28年度予算概算要求に向けた考え方）</p>

後日記載

後日記載

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○2020年代に向けた情報通信の発展の動向を見据えた上で時代に即した電気通信事業の在り方の検討を行い、世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展による経済活性化・国民生活の向上を実現するため、情報通信審議会に諮問し、答申をいただいた。</p> <p>○競争評価アドバイザーボードにおいて、総務省が実施する競争評価の重要事項について、中立的かつ専門的な見地からの助言をいただき、「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」を公表した。</p> <p>○ICTサービス安心・安全研究会(平成26年2月から開催)において、消費者保護ルールの見直し・充実、通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等について検討いただいた。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OECD通信白書(<a href="http://www.oecd.org/sti/broadband/oecd-communications-outlook-19991460.htm">http://www.oecd.org/sti/broadband/oecd-communications-outlook-19991460.htm</a>)</li> <li>・情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」(<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000337511.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000337511.pdf</a>)</li> <li>・SAQ2 JAPAN Project(<a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000260.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000260.html</a>)</li> </ul>
---------------------------	---

担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他5課室 電波部 電波政策課 他2課	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課長 吉田 博史 総合通信基盤局 電波部 電波政策課長 田原 康生	政策評価実施時期	平成27年8月
---------	---	--------	--	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成26年度実施政策)

(総務省26-⑭)

政策名 <sup>(※1)</sup>	政策14:ICT分野における国際戦略の推進	分野	情報通信(ICT政策)			
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化を図る。また、多様な手段を用いた我が国ICTに関する情報発信等を実施することにより、国際的な互恵関係の構築及び我が国ICT企業の海外展開支援を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献する。					
政策の予算額・執行額等 (百万円)	区 分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況	当初予算(a)	2,868	2,282	2,149	2,371
		補正予算(b)	-3	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	2,865	2,282	2,149	
執行額		2,771	2,162			

※計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	I.基本理念 2.世界最高水準のIT活用社会の実現に向けて
	日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂)	第二 3つのアクションプラン 三.国際展開戦略

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値) <sup>(※2)</sup> 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 <sup>(※3)</sup>
二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること	① 二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	31回 【21年度～25年度】	45回 【26年度】	日・ASEAN情報通信大臣級会合などの国際会議への参画及び日仏ICT政策協議などの2国間での意見交換の実施(31回程度)。 【26年度】	イ
	2 ICT分野に関する協力強化について合意した途上国との案件数	27件 (政務レベル14件) 【21年度～25年度】	22件 (政務レベル11件) 【26年度】	27件程度 (政務レベル14件程度) 【26年度】	ロ
ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること	③ 国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、ミッション団派遣等の実施状況	9回 (セミナー等) 4回 (ミッション団) 【21年度～25年度】	19回 (セミナー等) 5回 (ミッション団) 【26年度】	9回程度 (セミナー等) 4回程度 (ミッション団) 【26年度】	イ
	4 ICT海外展開の推進の実施状況	政府の経協インフラ戦略会議の方針を踏まえ、ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進。 【21年度～25年度】	フィリピンにおける防災ICTシステムの実証実験等、9回のモデルシステム実施により、国際展開を推進。 【26年度】	政府の経協インフラ戦略会議の方針を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、相手国におけるモデルシステム(ICT防災システム等)の構築・運営(毎年度9回程度)を実施することにより、国際展開を推進。 【32年度】	イ

	目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
		(判断根拠)	平成26年度事前分析表の施策目標として掲げた「二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること」については、主要な測定指標である測定指標1について目標を達成し、測定指標2について目標を達成できなかったが、目標(値)に近い実績を示しており、相当数の国とICT協力について合意を行う等、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献することができた。また、「ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること」については全ての測定目標について目標を達成できた。これらのことから、相当程度進展ありと判断した。
評価結果	政策の分析	<b>&lt;施策目標&gt;二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること</b>	
		当該施策目標(二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること)については、日・ASEAN情報通信大臣級会合などの国際会議への参画等の適切な実施により、各国との間で、ICT分野における連携強化が図られており、目標をおおむね達成した。	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策指標1の二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況については、例えば平成26年4月に大臣がオーストラリアを訪問し、ICT分野の協力について意見交換を実施し、今後、日豪間で包括的なICT分野に関する政策対話を実施することについて合意したのを受け、平成27年2月に第1回日豪ICT政策対話が実施され、インターネットガバナンス等について様々な国際会議において今後も協調して対応していくことを確認する等、二国間の政策協議等に積極的に参画し、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化を図ることにより目標値を達成した。</li> <li>・施策指標2のICT分野に関する協力強化について合意した途上国との案件数については、5年間の平均を目標値として採用しているが、実績は諸外国の政治経済状況等の影響を受け得るところ目標値にわずかに及ばないものの、例えばフィリピン共和国とICT分野の協力に関する大臣間の覚書を締結する等、相当数の国とICT協力について合意を行うことにより、目標としてはおおむね達成した。</li> </ul>	
		<b>&lt;施策目標&gt;ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること</b>	
		当該施策目標(ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること)については、「国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催」、「ミッション団派遣」等の適切な実施により、目標値を達成している。これらにより、我が国ICT産業の海外展開支援を効率的に推進し、グローバルな情報通信技術社会の発展へ貢献しているものと評価でき、目標を達成した。	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策指標3の国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、ミッション団派遣等の実施状況については、例えば平成27年1月に副大臣を团长とする日本企業62社、総勢約200名で構成される官民ミッション団をベトナムに派遣し、ベトナム側から約600名の参加を得た「日越ICTフォーラム」において参加企業から防災、農業ICT、交通(ITS)及び4K・8Kやスマートテレビ等の次世代放送に関するプレゼンテーションが実施され、日本のICTをベトナム側にアピールする等、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援に貢献し、目標値を達成した。</li> <li>・施策目標4のICT海外展開の推進の実施状況については、政府の経協インフラ戦略会議の方針を踏まえつつ、フィリピンにおいて防災ICTシステムの実証実験を行う等、相手国におけるモデルシステムの構築・運営を実施することによりICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援に貢献し、目標値を達成した。</li> </ul>	
		以上により、基本目標の達成に向けて相当の進展があったと評価した。	
		一方、ICT海外展開を更に推進していくためには、上記の実証実験等の成果を実ビジネスに繋げていく必要があり、そのためには、海外においてICT分野の事業を展開する者を支援するための新たな資金供給等の仕組みの整備が必要と認識している。	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標1、3については、過去5年間の実績値及びその平均値で基準値を設定している。以後もこの考え方を踏まえ、目標を設定していく。</li> <li>・測定指標2(ICT分野に関する協力強化について合意した途上国との案件数)については、目標値を下回ったものの、成長著しいASEAN諸国、南米諸国等のICT分野に関する協力合意を行う等、協力関係を構築し、相当程度の進展があった。引き続き、二国間での会談を通じ、国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に向けた取組を推進する必要があることから、目標(値)については、引き続き「27件程度(政務レベル13件程度)」とした。</li> <li>・測定指標4については、達成度合いの判定をしやすくするため、定量的指標とすることを検討する。</li> </ul>	
		ICT国際競争力強化・国際展開に関する懇談会において平成26年6月にとりまとめられた提言を踏まえ、我が国ICT企業の海外展開を一層推進するため、平成27年3月3日に「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案」を国会に提出したことに伴い、測定指標(「ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みの整備」)の追加を行った。	
		(平成28年度予算概算要求に向けた考え方)	
		<b>後日記載</b>	

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○ICT国際競争力強化・国際展開に関する懇談会(平成26年6月)最終報告書 近年、トップセールスで築いた協力合意を具現化するための官民ミッションの重要性が増してきており、実際に具体的な案件発注、商談の成立につながっていること、「国・地域別、分野別戦略」に基づいた官民ミッションの効果的な派遣及びトップセールスを続けることが重要であると述べられている点について、今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。</p> <p>○ICT国際戦略アドバイザー会議(平成26年12月) ICTはグローバルな経済的・社会的問題を解決するための基盤であり、国際的に調和あるICT政策を展開していくことが、我が国のみならず、世界経済の発展や地球的課題の解決にとって極めて重要であることから、我が国ICTの国際展開やICT国際政策に関し、各分野における施策の方向性や、我が国経済の成長や日本のプレゼンスの向上を図る方策等について御議論いただき、今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○科学技術イノベーション総合戦略(平成25年6月7日) (<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2013/_icsFiles/afidfile/2013/06/20/20130607-01.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2013/_icsFiles/afidfile/2013/06/20/20130607-01.pdf</a>)</p> <p>○世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日(平成26年6月24日改訂)) (<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20140624/siryou3.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20140624/siryou3.pdf</a>)</p> <p>○産業競争力の強化に関する実行計画(平成26年1月24日) (<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2014/_icsFiles/afidfile/2014/01/27/20140124-02_1.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2014/_icsFiles/afidfile/2014/01/27/20140124-02_1.pdf</a>)</p> <p>○インフラシステム輸出戦略(平成26年6月3日改訂) (<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/dai11/kettei/pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/dai11/kettei/pdf</a>)</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日(平成26年6月24日改訂))(<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisai/pdf/honbunJP.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisai/pdf/honbunJP.pdf</a>)</p> <p>○スマートジャパンICT戦略(平成26年6月20日)(<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000296880.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000296880.pdf</a>)</p> <p>○ICT国際競争力強化・国際展開に関する懇談会 最終報告書(平成26年6月20日)(<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000296906.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000296906.pdf</a>)</p>
---------------------------	--

担当部局課室名	情報通信国際戦略局 国際政策課他4課室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 国際政策課長 佐々木 祐二	政策評価実施時期	平成27年8月
---------	------------------------	--------	----------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。  
 ※2 基準(値)又は実績(値)を記載している。  
 ※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。  
 ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成26年度実施政策)

(総務省26-⑦)

政策名 <sup>(※1)</sup>	政策17: 恩給行政の推進	分野	国民生活と安心・安全			
政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	高齢化が進んでいる恩給受給者、請求者に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。					
政策の予算額・執行額等 (百万円)	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況	当初予算(a)	543,725 (1,751)	480,183 (1,487)	423,161 (1,470)	374,548 (1,916)
		補正予算(b)	-192 (-192)	-46 (-46)	547 (-68)	0
		繰越し等(c)	485 (0)	1,658 (0)	0	
		合計(a+b+c)	544,019 (1,559)	481,796 (1,441)	423,708 (1,402)	
執行額	543,585 (1,489)	481,227				

(注) ( )内に恩給支給事務費(内数)を記載した。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値) <sup>(※2)</sup> 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 <sup>(※3)</sup>
恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	① 年度末における請求未処理案件比率(年度末における残件数/年間平均処理件数)	0.41か月分(平成21~25年度の平均値) 【21~25年度】	0.33か月分 【26年度】	0.45か月分以下 【26年度】	イ
相談対応の充実による恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	② 恩給相談電話混雑率	16.0%(平成21~25年度の平均値) 【21~25年度】	20.6% 【26年度】	18%以下 【26年度】	ロ
	③ 恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度 <アウトカム指標>	98.4%(平成21~25年度の平均値) 【21~25年度】	98.4% 【26年度】	97%以上 【26年度】	イ

評価結果	目標達成度合いの測定結果 <sup>(※4)</sup>	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
		(判断根拠)	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、測定指標は概ね目標に近い実績を示しているため。
	政策の分析	<p>&lt;施策目標&gt; 恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること</p> <p>測定指標「年度末における請求未処理案件比率」は、部内会議で毎月の恩給請求処理状況を報告し、組織全体で情報共有を図るなど目標期間内の処理を徹底することにより目標を達成することができた。</p> <p>&lt;施策目標&gt; 相談対応の充実による恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること</p> <p>・測定指標「恩給相談電話混雑率」は、①平成26年5月末に内閣人事局が発足したことに伴う組織改編があったことから、従来は5月に二度に分けて恩給受給者に送付していた書類について、26年度は6月に一度に送付せざるを得なくなったため、これに関する恩給受給者からの問合せが一時期に集中することとなり、6月の恩給相談電話混雑率が25年度と比べて大幅に増加することとなったこと、②恩給受給者等の高齢化が進んでいることに伴い、近年は恩給相談電話1件当たりにかかる時間が増加する傾向にあり、26年度は当該時間が25年度と比べて若干増加したことなどから目標を達成することができなかった(連休明けは相談電話が集中する傾向にあるため、再任用職員の週休日の振替を行うなど平日と比べて相談体制を強化する取組を行った。また、予め相談内容別に電話を振り分けるシステムを導入することにより効率的に回答できるようにした。)</p> <p>・測定指標「恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度」は、担当室内で勉強会を開催するなど各自の相談技術の向上を図ることにより目標値を達成することができた。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>・上述のとおり、基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、引き続き、26年度と同様の測定指標を設定し、それぞれ過去5年間の平均値を上回ることを目標とすることで、高齢化が進んでいる恩給受給者等に対するサービスの向上を図っていくこととする。</p> <p>・目標を達成することができなかった「恩給相談電話混雑率」については、恩給相談電話が集中することが予想される時期には、部内の職員による応援体制を組むこととするなど恩給相談電話混雑率の低下に向けた取組を行うことで、その低下に努めることとする。</p> <p>(平成28年度予算概算要求に向けた考え方)</p>	
			後日記載

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局課室名	政策統括官(恩給担当)付恩給企画管理官室他2室	作成責任者名	政策統括官(恩給担当)付恩給企画管理官 小原 邦彦	政策評価実施時期	平成30年8月
---------	-------------------------	--------	------------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。